

# 釧路市議会災害対応指針



## 市民の安心・安全、災害に強いまちづくりを目指して

釧路市は、釧路沖地震（平成5年）を初めとする地震、津波など、幾度となく大規模自然災害に見舞われてきました。

特に、平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」は、私たちが、かつて経験したことのない巨大地震、巨大津波が発生し、結果、多くの尊い人命が失われました。

地域が無残にも破壊され、7年が経過した今も、その傷跡は残ったままです。いまだ多くの行方不明者や、長期の避難生活を余儀なくされている住民がいる中、マチの復興への取り組みは、今も続いています。

そのような中、超巨大地震「千島海溝沖地震」が、30年以内に発生する可能性が高いとの発表がありました。3.11の教訓を私たちは忘れてはいけません。

さらに、近年、釧路市において発生する被害を伴う災害では、洪水、内水氾濫、暴風波浪などによる風水害が最も多く、これら気象災害に対する備えもしなければなりません。

このように今後想定されるさまざまな災害に立ち向かうべく、私たち釧路市議会は、市民の安心・安全の確保と災害に強いまちづくりを目指し、一丸となって取り組むために、「釧路市議会災害対応指針」を策定しました。

釧路市議会と釧路市が、災害関連情報を初めとする情報共有はもとより、協力、連携し、迅速かつ的確に対応し、1日でも早い復興への取り組みを進める必要があります。

安心・安全、災害に強いまちづくりへ向け、ともに取り組んでまいりましょう。

平成30年4月

釧路市議会議長 渡 辺 慶 藏



## 目 次

1	指針策定の目的	1
2	災害発生時における議会及び議員の役割	1
	(1) 議会の役割	1
	(2) 議員の役割	1
3	災害対応組織	2
	(1) 釧路市議会災害対策会議	2
	(2) 災害対策会議等の職務代理	2
4	災害発生時期に応じた議会及び議員の行動計画	3
	(1) 災害が会議（本会議、委員会）中に発生した場合	3
	(2) 災害が会議時間外（会期外、休会日、夜間等）に発生した場合	3
	(3) 津波災害が発生するおそれがある場合の行動	3
	(別表) 災害発生からの経過時間による区分に応じた議員の行動計画	4
5	災害情報伝達	5
	(1) 通信手段	5
	(2) 災害関連情報等の伝達方法	5
	(3) 釧路市災害警戒本部設置時の情報伝達	5
6	災害対応に向けた環境整備	6
	(1) 建物	6
	(2) 通信設備	6
7	指針の運用	6
	(1) 指針の修正	6
	(2) 市の防災計画との関係	6
	(3) 指針の習熟	6
	釧路市議会災害対策会議設置要綱	7
	釧路市地域防災計画における非常配備体制	8



## 1 指針策定の目的

この指針は、市域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市議会及びその議員が果たすべき役割と行動計画等を定め、災害に対し迅速かつ適切な対応を行うことができるよう、体制を整備することを目的とする。

## 2 災害発生時における議会及び議員の役割

### (1) 議会の役割

- ア 釧路市災害対策本部（以下「市本部」という。）が設置されたとき、「釧路市議会災害対策会議」（以下「災害対策会議」という。）を設置する。
- イ 災害対策会議は、市本部の効果的な災害応急対策等の実施に資するよう、議員から報告を受けた地域の被害状況等の情報を市本部に提供する。また、市本部を通じて入手した災害関連情報を整理し、議員に伝達する。
- ウ 災害対策会議は、市と連携・協力し、国や北海道等に対して、要望等を行う。
- エ 市の迅速かつ的確な復旧計画の策定に資するよう、要望及び提言を行う。

### (2) 議員の役割

- ア 被災者の救助、救護活動への協力を行うとともに、地域の被害の拡大防止、防災関係機関の行う防災活動及び災害復旧活動に協力する。
- イ 地域の被害状況等の情報を災害対策会議に報告する。
- ウ 災害対策会議から伝達された災害関連情報を市民に提供する。
- エ 災害対策会議の構成員は、会議が招集された場合に参加する。

### 3 災害対応組織

#### (1) 釧路市議会災害対策会議

議長は、市議会における災害対応に関する事務を統括するための組織として、「釧路市議会災害対策会議」を設置する。

##### ア 設置基準

(ア) 市本部が設置されたとき。

→ 8 ページ「釧路市地域防災計画における非常配備体制」

(イ) その他議長が必要と認めるとき。

なお、原則として、市本部が解散したときに災害対策会議を解散することとするが、市本部の解散以前であっても、議長が認めるときには解散することができる。

##### イ 構成

議長、副議長、各会派代表者、議会運営委員会委員長及び副委員長並びに総務文教常任委員会委員長で構成する。

議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。副議長は、議長を補佐し、議長が事故等により欠けたときは、その職務を代理する。

##### ウ 会議

災害対策会議は議長が招集する。

なお、緊急を要するとき、または議長が会議を招集するに至らないと認めるときは、議長の決するところにより所掌事務を行うことができる。

##### エ 所掌事務

(ア) 議員の安否確認を行うこと。

(イ) 議員から災害情報を収集し、及び整理し、市本部に情報の提供を行うこと。

(ウ) 市本部から災害情報を収集し、議員に提供を行うこと。

(エ) 市本部に対し、要望及び提言を行うこと。

(オ) 国、道及び関係機関等に対し、必要に応じて、要望活動を行うこと。

(カ) 本会議及び委員会等の開催及び協議事項の調整を行うこと。

(キ) その他議長が必要と認める事項に関すること。

#### (2) 災害対策会議等の職務代理

災害対策会議等の災害対応において、議長に事故あるときは、下表の順位に従い、議長の職務を代理する。

順位	議長の所掌事務を代理する者
第1位	副議長
第2位	議会運営委員会委員長
第3位	総務文教常任委員会委員長



#### 4 災害発生時期に応じた議会及び議員の行動計画

##### (1) 災害が会議（本会議、委員会）中に発生した場合

###### ア 議会の取り組み

- (ア) 議長または委員長は、会議の休憩または散会の判断を行う。また、議会事務局職員に対し、傍聴者等の避難誘導やその他安全確保のための指示を行う。
- (イ) 議長は、災害対策会議を設置する。本会議や委員会をおおむね平常どおり開催できるようになるまでの間、議会として行う取り組みは、災害対策会議に一元化する。
- (ウ) 災害対策会議は、所掌事務をとり行い、市本部から入手した災害関連情報を整理し、議員に伝達する。
- (エ) 災害対策会議の構成員は、会議が招集された場合に参加する。

###### イ 議員の取り組み

速やかに自身の安全を確保した上で、被災者がある場合には救助、救護活動を行う。次に、災害対策会議から今後の対応の指示があるまで、議会において待機する。

##### (2) 災害が会議時間外（会期外、休会日、夜間等）に発生した場合

災害発生時における議会及び議員の役割を踏まえ、災害発生からの経過時間による区分に応じた議員の行動計画を定める。

###### →別表「災害発生からの経過時間による区分に応じた議員の行動計画」(4ページ)

なお、本計画は、平成26年3月に道が公表した「地震被害想定等調査結果報告書（十勝・釧路・根室）」に基づく、釧路市全域で最大の震度6弱以上となる「十勝沖の地震」を基本とする大規模な地震災害が発生した場合を想定しているが、それ以外の規模の災害が発生した場合の行動においても、本計画に準拠するものとする。

##### (3) 津波災害が発生するおそれがある場合の行動

大津波警報発表時に津波避難対象地域内にいた場合は、自身の安全を確保するために、最寄りの緊急避難場所等に避難する。また、大津波警報が解除されて移動が可能となった場合は、速やかに前項の計画に基づいて行動する。

(別表) 災害発生からの経過時間による区分に応じた議員の行動計画

区分	正副議長	各会派代表者 議会運営委員会正副委員長 総務文教常任委員会委員長	議員
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自身と家族の安全を確保した後、議会事務局に安否報告</li> <li>・可能な限り速やかに議会事務局に参集</li> <li>・災害対策会議の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自身と家族の安全を確保した後、議会事務局に安否報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自身と家族の安全を確保した後、議会事務局に安否報告</li> </ul>
24時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部を通じた被災状況等の把握</li> <li>・議員から報告があった各地域の被災状況等の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での救助、救護活動、避難所運営などへの協力</li> <li>・地域の被災状況等を議会事務局に報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での救助、救護活動、避難所運営などへの協力</li> <li>・地域の被災状況等を議会事務局に報告</li> </ul>
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>△災害対策本部を通じた被災状況等の把握</li> <li>・議員から報告があった各地域の被災状況等の把握と災害対策本部への情報提供</li> <li>・必要に応じ災害対策会議を招集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>△地域での救助、救護活動、避難所運営などへの協力</li> <li>△地域の被災状況等を議会事務局に報告</li> <li>・災害対策会議の招集があった場合は参集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>△地域での救助、救護活動、避難所運営などへの協力</li> <li>△地域の被災状況等を議会事務局に報告</li> </ul>
2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部を通じた復旧・復興状況等の把握</li> <li>△議員から報告があった各地域の被災状況、要望等の把握と災害対策本部への情報提供</li> <li>△必要に応じ災害対策会議を招集</li> <li>・議会運営の準備（開催場所、協議事項等の調整）</li> <li>・国等への要望活動の調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>△地域での救助、救護活動、避難所運営などへの協力</li> <li>・地域の被災状況、要望等を議会事務局に報告</li> <li>△災害対策会議の招集があった場合は参集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>△地域での救助、救護活動、避難所運営などへの協力</li> <li>・地域の被災状況、要望等を議会事務局に報告</li> </ul>
1カ月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部を通じた行政機能の回復状況等の把握</li> <li>△必要に応じ災害対策会議を招集</li> <li>・議会運営の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の議員活動及び議会体制に移行</li> <li>△災害対策会議の招集があった場合は参集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の議員活動及び議会体制に移行</li> </ul>

(注) 再掲の行動には△を付けている。

## 5 災害情報伝達

### (1) 通信手段

#### ア 災害発生時の安否確認

(ア) 議会事務局は、議員の申し出により事前に登録しておいたメールアドレスに、安否確認のメールを一斉送信する。登録メールアドレスは、携帯電話やスマートフォン等、常時持ち歩く端末で受信できるものとする。また、当該アドレスの追加、変更または削除については、速やかに議会事務局に報告するものとする。

(イ) 議員は、安否確認のメールを受信したときには、速やかに自身の安否及び所在を返信する。

(ウ) 議会事務局は、返信がない議員に対しては、電話で安否確認を行う。

#### イ 災害関連情報の伝達手段

災害対策会議から議員に対して災害関連情報を伝達する場合、その情報量に応じ、電子メール、またはファクシミリで情報を送信する。

タブレット端末やモバイルパソコンを所持するなど、容量の大きいデータを閲覧できる環境にある議員に対しては、原則として、当該端末で受信できるメールアドレスに情報を送信する。

### (2) 災害関連情報等の伝達方法

ア 市本部が収集した被害状況や災害関連情報は、災害対策会議を通じて議員に伝達する。

イ 議員が把握した地域の被害状況等は、災害対策会議を通じて、市本部に提供する。なお、救助・救命等に係る緊急性の高い情報については、消防本部等の関係機関に直接通報するものとする。

### (3) 釧路市災害警戒本部設置時の情報伝達

釧路市が、災害対策本部を設置するまでに至らない災害において、災害警戒本部を設置し、災害の警戒及び応急対策等を実施する場合、議長が必要と認めるときには、議長は、災害警戒本部を通じて入手した災害関連情報を、議員に伝達する。

## 6 災害対応に向けた環境整備

市議会が災害に適切に対応するために、必要な資源の確保に努める。

### (1) 建物

大規模な地震や大津波の発生により、議会棟が被災し使用できなくなった場合に備え、災害対策会議を設置する代替施設の確保を検討する。

### (2) 通信設備

#### ア 災害時優先電話等の確保

現在、議会事務局には、一般の電話しかないことから、災害発生時に通信制限が行われた場合、議員等との連絡に支障をきたすおそれがある。そのため、議会事務局における災害時優先電話の配置について市と協議するとともに、衛星電話等の確保を検討する。

#### イ 情報伝達におけるICT利活用の検討

災害関連情報の伝達において、携帯電話やファクシミリでは送信できる情報の容量が限られ、災害対策会議から議員に対する情報伝達はもとより、議員が市民に対して提供する情報も限定的なものになってしまう。

このことから、市議会ICT化推進の取り組みの中で、災害発生時におけるICTの利活用について検討する。

## 7 指針の運用

### (1) 指針の修正

この指針は、状況に応じて検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

修正に当たっては、災害対策会議の構成員を中心に行うこととするが、軽易な修正については、議長が行うことができる。

### (2) 市の防災計画との関係

この指針は、釧路市地域防災計画等、市が定める防災計画との整合を常に図ることとする。

### (3) 指針の習熟

議員は、この指針に定める行動計画等の遂行に当たって、それぞれの責務を十分果たすことができるよう、この指針の習熟に努めるものとする。

## 釧路市議会災害対策会議設置要綱

平成 30 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、釧路市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 釧路市議会議長（以下「議長」という。）は、次の場合に災害対策会議を設置する。

- (1) 釧路市災害対策本部（以下「市本部」という。）が設置されたとき。
- (2) その他議長が必要と認めるとき。

(構成)

第 3 条 災害対策会議は、議長、副議長、各会派代表者、議会運営委員会委員長及び副委員長並びに総務文教常任委員会委員長で構成する。

- 2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長が事故等により欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 災害対策会議は、議長が招集する。ただし、緊急を要するとき、または議長が会議を招集するに至らないと認めるときは、議長の決するところにより所掌事務を行うことができる。

(所掌事務)

第 5 条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員の安否確認を行うこと。
- (2) 議員から災害情報を収集し、及び整理し、市本部に情報の提供を行うこと。
- (3) 市本部から災害情報を収集し、議員に提供を行うこと。
- (4) 市本部に対し、要望及び提言を行うこと。
- (5) 国、道及び関係機関等に対し、必要に応じて、要望活動を行うこと。
- (6) 本会議及び委員会等の開催及び協議事項の調整を行うこと。
- (7) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(議会事務局)

第 6 条 議会事務局は、議長の命を受け、災害対策会議の事務を補佐する。

(委任)

第 7 条 この要綱で定めるもののほか、災害対策会議の運営に関して必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 釧路市地域防災計画における非常配備体制

配備体制	組織体制	配備基準	動員配備人員
第1非常配備	災害対策本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市域で震度5弱の地震を観測したとき。</li> <li>2 北海道太平洋沿岸東部に津波警報が発表されたとき。</li> <li>3 雌阿寒岳に噴火警報「噴火警戒レベル4（避難準備）」が発表されたとき。</li> <li>4 市域で風水害その他の災害が発生し、災害対策を実施する体制が必要と市長が認めるとき。</li> <li>5 その他市長が必要と認めるとき。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○課長相当職以上の職員</li> <li>○各部庶務担当課係長相当職以上の職員</li> <li>○市有施設管理担当部署係長相当職以上の職員</li> <li>○各班において防災活動上必要な職員</li> </ul>
第2非常配備	災害対策本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市域で震度5強以上の地震を観測したとき。</li> <li>2 北海道太平洋沿岸東部に大津波警報が発表されたとき。</li> <li>3 雌阿寒岳に噴火警報「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されたとき。</li> <li>4 市域で風水害その他の災害が発生し、かつ、拡大するおそれがある場合で災害対策を全庁的に実施する体制が必要と市長が認めるとき。</li> <li>5 その他市長が必要と認めるとき。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況により、各班において防災活動上必要な職員</li> </ul>

## 改訂履歴

---

版 数	発行日	改訂履歴
第1版	平成30年4月1日	初版発行